実績を有する者若しくは２⑷に掲げる工事企業の参加資格要件イを満足する者であれば良いものとする。

ア　近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和５・６年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づき一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。)

イ　次のいずれかの実績を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成26年度以降公示日までに完了した業務（発注者から直接請け負った者として実施した業務）とする。また、上記の期間に１年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業（以下「長期休暇」という。)を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。なお、実績として求める期間に加える場合、期間は年単位とし、１年未満は切り捨てとする。なお、公示日までに完了予定であった業務が「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」(以下「コロナ通知」という。)に基づき一時中止等を行ったことにより、公示日までに完了しなかった場合においても、実績として認める。ただし、コロナ通知に基づく一時中止等の実施以降、新たな理由により履行期間を延長した場合は、業務完了までは実績として認めない。

⑺　電線共同溝の実施（詳細）設計業務

⑴　電線共同溝の基本（概略・予備）設計業務

※共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上であること。

ウ　次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。

⑺　管理技術者は次のいずれかの資格を有すること。

ａ　技術士（総合技術監理部門：建設―道路、建設部門：道路）

ｂ　国土交通省登録技術者資格（施設分野：道路―業務：計画・調査・設計）

ｃ　土木学会認定技術者(特別上級土木、上級土木、１級土木)(設計)

⑴　次のいずれかの実績を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成26年度以降公示日までに完了し、引渡済みの業務の実績を有する者とする。また、上記の期間に長期休暇を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。なお、実績として求める期間に加える場合、期間は年単位とし、１年未満は切り捨てとする。なお、公示日までに完了予定であった業務がコロナ通知に基づき一時中止等を行ったことにより、公示日までに完了しなかった場合、当該業務は公示日までに完了したものとし、実績として認める。ただし、コロナ通知に基づく一時中止等の実施以降、新たな理由により履行期間を延長した場合は、業務完了までは実績として認めない。

ａ　電線共同溝の実施（詳細）設計業務

ｂ　電線共同溝の基本（概略・予備）設計業務

⑼　外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相応又はＲＣＣＭ相当との旧建設大臣認定（建設経済局）又は国土交通大臣認定（総合政策局又は土地・建設産業局）を受けている必要がある。なお、参加表明書等の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書等を提出することができるが、この場合、参加表明書等提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名されるためには競争参加資格確認結果の通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。参加表明書等の提案内容に記載した配置予定技術者の配置ができなくなった場合は、第二次審査提出書類の提出前においては、以降の手続きに参加をしないもしくは直ちに辞退を行うこと。また、落札者決定までの期間においては、直ちにその旨を３⑴に記載の担当部局まで通知すること。万一これらの行為を行わずに入札した者に対しては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

エ　上記イ、ウの⑴の実績として挙げた業務実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（いずれも開発建設部関係事務所を含み、港湾空港関係を除く。)が発注した業務に係る実績である場合にあっては、業務評定点が60点未満のものは、実績として認めない。

オ　参加表明書等の提案内容に記載した配置予定技術者の配置ができなくなった場合は、第二次審査提出書類の提出前においては、以降の手続きに参加をしないもしくは直ちに辞退を行うこと。また、落札者決定までの期間においては、直ちにその旨を３⑴に記載の担当部局まで通知すること。万一これらの行為を行わずに入札した者に対しては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

⑷　工事企業の参加資格要件　代表企業、構成企業又は協力企業のうち、１⑸イに掲げる工事業務を実施する者（以下「工事企業」という。)は、次のアからウまでの要件を満たさなければならない。調整マネジメント業務（工事段階)、本事業で整備する施設の所有権移転業務を実施する者はこの限りでなく、次のイの要件又は２⑶に掲げる設計企業の参加資格要件イを満たせば良いものとする。

ア　近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和５・６年度一般競争（指名競争）参加資格のうち、「一般土木工事」に認定されている者であること。(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。)

イ　平成21年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事を施工した実績を有すること。甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。

⑺　電線共同溝又は情報ボックス若しくは電線類の地中化工事の施工実績

⑴　供用中の道路法上の道路（国道・都道府県道・市町村道のいずれか）で、交通規制を伴う工事の施工実績

⑼　上記⑺、⑴は同一工事の施工実績を有すること。

なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む。)の発注した工事に係る実績である場合にあっては、評定点が65点未満のものは、実績として認めない。また、低入札工事にあっては工事成績評定点が70点未満でないことで実績とする。

ウ　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。)を当該業務に専任で配置できること。なお、第一次審査資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、下記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。

⑺　次に掲げる資格を有する配置予定技術者（監理技術者又は主任技術者）であること。

（監理技術者を配置する場合）

ａ　１級土木施工管理技士

ｂ　１級建設機械施工管理技士

ｃ　技術士　建設部門、農業部門（農業土木、農業農村工学)、森林部門（森林土木)、水産部門（水産土木)、総合技術監理部門（建設部門、農業土木、農業農村工学、水産土木、森林土木）